

江府町告示第33号

令和6年5月2日

江府町長 白石 祐治

第3回江府町議会5月臨時会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和6年5月9日

2、場 所 江府町役場議場

3、付議事件

1. 専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）
2. 専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
3. 令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）

○開会日に応招した議員

加藤 周二

芦立 喜男

森田 哲也

川端 登志一

阿部 朝親

三輪 英男

長岡 邦一

川端 雄勇

三好 晋也

○応招しなかった議員

なし

第3回江府町議会5月臨時会会議録（第1日）

令和6年5月9日（木曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第49号 専決処分した事項の承認について
（江府町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第50号 専決処分した事項の承認について
（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第51号 令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番 加藤周二	2番 芦立喜男	3番 森田哲也
4番 川端登志一	5番 阿部朝親	6番 三輪英男
7番 長岡邦一	8番 川端雄勇	9番 三好晋也

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤原 靖

説明のため出席した者の職氏名

町長 白石祐治 副町長 八幡徳弘

教育長	富田敦司	総務課長	生田志保
住民生活課長	松原順二	産業建設課長	末次義晃
教育課長	谷田孝之	会計管理者	佐々木康二

午前10時00分開会

○議長（三好 晋也君） ただいまの出席議員数は9名です。

地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、令和6年第3回江府町議会5月臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、日程に先立ち傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好 晋也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番加藤周二議員、2番 芦立喜男議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三好 晋也君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日と決定いたしました。

日程第3 議案第49号 から 日程第4 議案第50号

○議長（三好 晋也君） 日程第3、議案第49号、専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）から、日程第4、議案第50号、専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の以上2議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただ今、ご上程いただきました議案について説明させていただきます。
議案第49号でございます。専決処分した事項の承認について。江府町税条例の一部改正についてでございます。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、江府町税条例の所要の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第50号でございます。専決処分した事項の承認について。江府町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、江府町国民健康保険税条例の所要の改正をいたすものでございます。以上2議案につきまして、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるとのことでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当課長からご説明させていただきますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします。議案第49号、江府町税条例の一部改正について説明させていただければと思います。本会議資料のほうと議案書のほうを併せてご覧いただければと思います。江府町税条例の一部改正につきましては、地方税法の法律改正が行われまして、それに伴いまして、江府町の税条例を改正したものでございます。この度の主な改正につきましては5点ほどありまして、こちらの本会議資料のほうに記載しております。まず、1番目に職権による減免を可能とする減免の規定が追加されております。こちらは第51条のほうでございます。職権により減免を可能とする規定を追加されたものでございます。2点目が令和6年度能登半島地震災害の雑損控除等の特例についてでございます。こちらにつきましては、令和6年度中にそういう家財の資産の損失が生じた場合には令和5年中に生じたものとして令和6年度分の個人住民税等を損失雑損控除の対象とすることができるものとしたものでございます。3点目につきましては、個人住民税の定額減税の実施についてでございます。こちらにつきましては、令和6年度分の個人住民税の所得割額からそれぞれ扶養親族ひとり納税者の皆さま、配偶者を含めた扶養家族ひとりにつき1万円を減税する措置を実施するためのものでございます。4番目につきましては固定資産税の負担調整措置等の延長でございます。現在も地価公示価格の7割を評価額の目途としまして課税標準額を上昇を抑えている措置がありましたですけども、令和6年度7、8と3年間延長する措置となっております。5点目が新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直しについてでございます。こちらにつきましては、必要書類の提出があり、要件に該当すると認められる場合には申告書の提出がなくても減額措置の適用を受けることができるとするもので

ございます。そのほかにつきましても、地方税法の法律改正に合わせた条項の改正、それから法規定の条ずれ等に伴いまして、法附則それぞれ条例を改正させていただいております。施行日はこちらに記載しております。原則、令和6年4月1日から税法の改正が施行されましたので専決処分をさせていただいております。そのほか条項により施行期日が異なっております。詳しくは、新旧対照表を付けておりますので、お読み取りいただければと思います。以上でございます。

続きまして、議案第50号、江府町国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。こちらのほうも本会議資料、次のページをおはぐりいただければと思います。それから議案書のほうにもまた新旧対照表のほう付けておりますので併せてご覧いただければと思います。本会議資料……。

○議員（5番 阿部 朝親君） 50号の議案の説明資料は二つあるんですけども、初めが49号でいいですね。

○議長（三好 晋也君） 初めが49号でいいです。

○住民生活課長（松原 順二君） 大変失礼しました。本会議資料のすみません、頭の左、議案49号が江府町税条例の一部改正についてございまして、国民健康保険税条例の一部改正が50号のほうでございます。すみません、申し訳ございません。よろしいでしょうか。

国民健康保険税、税条例の一部改正につきましては、この度の法律改正、地方税法の施行令の改正に伴いまして税条例を改正するものでございます。主な改正内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げについてでございます。（発言する者あり）税条例のほうは49号でございまして、国民健康保険税条例の一部改正が第50号でございます。もうしわけございません。

○議長（三好 晋也君） 説明を続けてください。

○住民生活課長（松原 順二君） 国民健康保険税、税条例の一部改正につきましては、地方税法の施行令が改正されたことに伴いまして、それに伴いまして、税条例を改正させていただくものでございます。主な改正内容につきましては、本会議資料のほうに記載しておりますとおり、国民健康保険税の課税限度額の引き上げがまず第一点でございます。国民健康保険税につきましては、医療分とそれから後期高齢者支援金分、二つありまして、このうち今回引き上げになりましたのは後期高齢者支援金等課税額のものでございます。こちらの限度額が22万円から2万円ほど引き上げとなりまして24万円になったというものでございます。基本分と介護支援分については変更はございません。2点目が国民健康保険税の減額についてでございます。減額措置に係ります軽減判定所得の基準額の見直しについてでございます。国民健康保険税は減額措置があ

りまして、それぞれ2割軽減、5割軽減、7割軽減があるんですけども、今回の政令改正につきましては、2割軽減、5割軽減の見直しがありました。それぞれ2割軽減が53万5,000円の限度額を54万5,000円への引き上げ。5割軽減が29万円から29万5,000円の引き上げというものでございます。これに伴いまして、それぞれの減免措置が受けられる基準の額が引き上がったというものでございます。こちらにつきましても施行日が令和6年4月1日から施行されておりますので専決処分させていただいております。そのほか地方税法の政省令の改正に伴いまして、条項条文等を変えさせていただいております。こちらのほうは、新旧対照表を付けておりますのでこちらのほうをお読み取りいただければと思います。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 質疑、討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第3、議案第49号、専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第49号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第4、議案第50号、専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第50号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第5 議案第51号

○議長（三好 晋也君） 日程第5、議案第51号、令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第51号でございます。令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）でございます。本案は、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,746万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億6,746万7,000円といたすものでございます。地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当より説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第51号についてご説明をいたします。議案綴りと別に配付しております江府町議会本会議資料をご覧になっていただきたいと思います。本会議資料最終のページをご覧ください。今回、歳入歳出それぞれ2,746万7,000円を追加いたします一般会計補正予算の概要をまとめております。まず、歳入、国庫支出金です。国庫負担金、母子衛生費国庫負担金、未熟児養育医療費に係るものでございます。144万1,000円。その下です、国庫補助金、デジタル田園都市国家構想交付金1,340万1,000円。こちらは主に出かける役場推進事業に係るもので昨年度末に提出しておりました計画が認められたものでございます。次に、県支出金、県負担金、未熟児養育事業費県負担金、こちらが72万1,000円。一番下の諸収入、雑入ですが、未熟児養育医療費個人負担金41万8,000円となります。保護者の所得に応じた負担額でございます。これらは養育に係ります経費を国2分の1、県町それぞれ4分の1の割合で負担するものでございます。いずれも内容につきましては、歳出のほうでご説明をさせていただきます。次、繰越金です。昨年度の決算の整理を今進めておりますけれども、ある程度繰越金の発生を見込めましたのでこの度の補正額の内、一般財源として必要な額にこちらを充当することとしております。1,148万6,000円でございます。続きまして、歳出でございます。一番上の議会費58万7,000円と一番下の商工費21万9,000円です。こちらにつきましては、それぞれ今度行っていただきます熊本県への視察研修の経

費でございます。総務費、総務管理費です。出かける役場推進室事業で2,263万2,000円です。こちらにつきまして主な経費といたしましては、マルチタスク車両の購入。こちらは、マイナンバーカード申請の際に町内を巡回したもの、こちらをイメージいただければと思います。そのほかこれに搭載いたしますパソコン、プリンタなどの備品購入、プロジェクトの推進にかかる委託料等が含まれております。事業費の2分の1がデジタル田園都市国家構想交付金があたります。現在、出かける役場推進室、専任職員2名でえんちゃんの移動販売車に同行いたしましたり、各種団体や町の皆さんとの意見交換などを通じてニーズ把握を行っておるところでございます。続きまして、その下、DX推進事業23万5,000円です。こちらにつきましては、高齢者のスマホの取得補助金につきまして当初予算への計上を失念しておりました。同じ事業内の委託料、こちらの契約額が確定いたしましたので減額して組み替えを行うものでございます。総務費の一番下の選挙費26万4,000円です。こちらは7月21日執行予定の町長選挙及び町議会議員再選挙から投票所を再編します関係で選挙人名簿に係るシステム改修を行うための経費でございます。6月1日の定時登録で新しい投票区といたしまして、選挙をスムーズに執行するためにこの度補正をお願いするものでございます。次の民生費、児童福祉費、保育所広域入所委託料46万5,000円でございます。こちらは児童の保育にあたりまして、江府町に住民登録のある児童が様々な事情によりまして他の自治体の保育所に通所する。こちらのほうが国の制度で可能となっておりますが、この度その広域入所の対象者が出てまいりましたので国基準により算定いたしました委託料を計上するものでございます。次に、衛生費、保健衛生費、未熟児養育医療費330万円でございます。母子保健法に規定いたします未熟児に対しまして対象時の1歳の誕生日の前々日までに係ります入院医療費、こちらの一部について保護者へ給付を行うものでございます。例年、当初予算では1名ひと月分の計上でスタートしておりますけれども、この度対象となる事例が生じたので1年分を追加計上するものでございます。議案第51号の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 日程第5、議案第51号、令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

阿部議員。

○議員（5番 阿部 朝親君） 総務管理費の出かける役場推進事業の22632という数字の中身が分かれば教えていただきたいですが。

○議長（三好 晋也君） 生田課長。

○総務課長（生田 志保君） こちらにつきましては、予算書の6ページに一般管理費ということ

であげております。消耗品それからプロジェクトの推進委託システムの使用料、備品の購入という形でしております。

○議長（三好 晋也君） 阿部議員。

○議員（5番 阿部 朝親君） 今、予算書を見てますけども、このプロジェクト推進委託費、何をどこに委託される予定ですか。

○議長（三好 晋也君） 生田課長。

○総務課長（生田 志保君） こちらはマルチタスク車を利用します関係で出かける医療の全体的な推進でありますとか、全体支援それから診療の業務の支援それからマニュアルの作成、車両搭載機器をどういったものにするとか、ビデオ会議システムの運用の検討、構築支援、マルチタスク車両の多目的な運用への提案、支援ということでこちらを導入いただきます、モネ・テクノロジーというところと一緒に活動してまいるための経費でございます。

○議長（三好 晋也君） 阿部議員。

○議員（5番 阿部 朝親君） その中身が分かるようなものは無いですか。資料的なものは。

○議長（三好 晋也君） 生田課長。

○総務課長（生田 志保君） 予算の要求のときに作りました資料のほうが一応ありますけれども、どのように提供させていただいたらよろしいでしょうか。

○議長（三好 晋也君） 阿部議員。

○議員（5番 阿部 朝親君） 皆さん知りたいかどうか分かりませんが、私は何かペーパーでも資料をいただければと思います。

○議長（三好 晋也君） 本会議終了後でよろしいですか。

○議員（5番 阿部 朝親君） よろしいです。

○議長（三好 晋也君） それでは阿部議員。

○議員（5番 阿部 朝親君） 備品購入費の1,514万円。これの中身を教えていただきたいと思いますが。

○議長（三好 晋也君） 生田課長。

○総務課長（生田 志保君） すみません、ちょっと時間をください。車両が1,500万それから電算機器等になっております。パソコン、プリンターそれから役場との連絡をするタブレット等を含んでおります。

○議長（三好 晋也君） 阿部議員。

○議員（5番 阿部 朝親君） 1,514万の内、車が1,500万という。後、パソコンとか

って14万くらいで買えるんですか。

○議長（三好 晋也君） 生田課長。

○総務課長（生田 志保君） 後に提出させていただきます資料でご確認いただきたいと思いますが、そのような計算にしております。

○議長（三好 晋也君） よろしいですか。

○議員（5番 阿部 朝親君） よろしいです。

○議長（三好 晋也君） 他にございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第51号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

----- . ----- . -----

○議長（三好 晋也君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、本臨時会は、これをもち閉会といたします。ご苦労さまでした。

午前10時23分閉会
